

NEW

結婚し新生活を始める あなたを応援します



結婚に伴う新生活を経済的に支援し、少子化対策の強化を図ります。

住宅の取得、賃借、引越費用について、**上限18万円**支給します！

受給資格

項 目	内 容
(1)年齢	★平成28年4月1日以降に婚姻届を提出し受理された40歳未満の夫婦であること(受理日現在、夫婦どちらかが40歳未満であれば可。初婚・再婚問わず。)
(2)住民登録	★八女市の住民基本台帳に登録し、定住の意思のある世帯であること
(3)所得	★世帯の所得(平成26年1月1日～12月31日までの夫婦の合算額。所得から奨学金の返済額控除可)を合算した額が300万円未満であること
(4)住宅要件	★対象となる住居が八女市内にあること ★他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
(5)その他	★市税等(市税、国民健康保険税及び税外徴収金)を滞納していないこと ★世帯を構成するものが、暴力団員でないこと。また、暴力団や暴力団員と密接な関係を有していないこと

補助内容

項 目	内 容
(1)補助対象経費 及び金額	次の①+②+③の金額(1世帯あたり上限18万円) ①結婚を機に新たに住宅を取得(新築・購入・建替)した際の費用 ※増改築を除く ②結婚を機に新たに住宅を賃借した際の費用 (家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料) ※勤務先から住宅手当等が支給されている場合は、手当相当額を除く ③市内の住居への引っ越し費用
(2)補助期間	平成28年4月1日～平成29年2月28日
(3)補助金の算出例	【例】家族構成 夫(世帯主27歳、所得280万円)、妻(25歳、専業主婦) ※H28.4.9に婚姻届を提出し受理され、市内の賃貸物件に引越した場合 ②結婚を機に新たに住宅を賃借した際の費用 月額家賃 40,000円×3ヶ月 敷金・礼金 40,000円 共益費 2,500円×3ヶ月 勤務先からの住宅手当 10,000円 (40,000円－10,000円＋2,500円)×3ヶ月分＋40,000円＝137,500円 ③市内の住居への引っ越し費用 引越しの経費 50,000円(引越業者) ★②+③＝187,500円 この場合、補助金額は、上限の180,000円となります。

申請から補助金交付までの流れ

① 必要書類を提出

申請者は次の書類を八女市役所企画振興部地域振興課(定住対策係)へ提出してください。

チェック	書 類
①	八女市結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第1号)
②	申請者の戸籍謄本
③	世帯員全員の住民票
④	世帯員全員の所得がわかる書類(所得証明書等)
⑤	貸与型奨学金の返済額がわかる書類 ※貸与型奨学金の返済を現に行っている場合のみ
⑥	住宅の購入または、賃貸借に要した費用がわかる書類(領収書等)
⑦	住宅手当支給証明書(様式第2号) ※賃貸住宅であり、勤務先から住居手当が支給されている場合のみ
⑧	引越しに要した費用がわかる書類(領収書等)
⑨	世帯員全員に市税等の滞納がないことを証する書類
⑩	八女市結婚新生活支援補助金交付申請に係る調査同意書(様式第3号)

※上記以外にも、市長が必要と認める書類を提出していただく場合があります。

※⑩を提出する場合は③および⑨の書類の提出は不要です。

② 交付決定通知

審査の結果を、「八女市結婚新生活支援補助金交付決定通知書」により通知いたします。

③ 請求書を提出

通知書が届いたら、「八女市結婚新生活支援補助金交付請求書(様式第7号)」に必要事項を記入・捺印し、八女市役所企画振興部地域振興課(定住対策係)へ提出してください。

④ 補助金の振り込み

請求書の内容を確認し、請求金額を申請者へ振り込みます。

申請書提出先・お問い合わせ先

八女市役所 企画振興部 地域振興課 定住対策係

〒834-8585 福岡県八女市本町647

TEL/0943-24-8162 FAX/0943-22-2186 E-mail/teijyutaisaku@city.yame.lg.jp